

令和6年度

大学院薬食生命科学総合学府
履修要項

食品栄養科学専攻
環境科学専攻



静岡県立大学

UNIVERSITY OF SHIZUOKA

目 次

年間授業予定表

履修案内

食品栄養科学専攻（博士前期課程）	
履修案内	1
授業科目一覧	6
食品栄養科学専攻（博士後期課程）	
履修案内	7
授業科目一覧	11
環境科学専攻（博士前期課程）	
履修案内	12
授業科目一覧	16
環境科学専攻（博士後期課程）	
履修案内	17
授業科目一覧	21
履修登録について	22
専修免許状について（博士前期課程）	25
修士論文提出者 留意事項	26
博士論文提出者 留意事項	28
静岡県立大学大学院薬食生命科学総合学府規程	36
長期履修制度について	39

※履修要項は再発行されません。大切に保管してください。

食品栄養科学専攻

博士前期課程

博士後期課程

履 修 案 内

2024 年度食品栄養科学専攻博士前期（修士）課程入学者用

履修案内

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

食と健康についての生命科学的探究を通じ、健康長寿社会の基盤の確立を目指すことを基本に食品栄養科学における高い研究能力や幅広い知識を有し、企業、研究機関、保健・医療機関、行政等で主体的に活躍できる高度専門職業人及び研究者の育成を目的とし、教育課程を編成しています。

1. 特論科目、専攻専門科目、他専攻との共通科目を履修することで、食と健康に関する専門的知識と研究方法を身に付ける。
2. 食品栄養科学特別実験を履修することで、研究の計画や手法・手技などの能力を養う。
3. 研究の進捗状況を発表する学内のセミナー、各研究室が行う食品栄養科学特別演習、科学英語の履修などを通して、コミュニケーション能力を養うとともに、自己研鑽のための意識を醸成する。
4. 倫理に関する講習会などに参加することで、研究者としての倫理観を育成する。

ディプロマポリシー（学位授与の方針）

「薬食同源」「食薬融合」を共通認識とし、食と健康にかかわる「食品栄養科学」の領域を牽引し、グローバルに活躍できる研究者や専門職業人の育成を教育目標としています。以下の資質を身に付け、所定の単位を修得した学生に、修士（食品栄養科学）の学位を授与します。

1. 高い国際対話能力
グローバルに活躍するための語学力を含めたコミュニケーション能力を有している。
2. 倫理観
生命や人権に対して強い倫理観を持ち、社会人としてあるいは研究者として健全な科学倫理を身に付けている。
3. 高度な知識と技術
食品科学や栄養科学に関する高度な知識や技術を身に付けている。
4. 独創性と問題解決能力
食品科学や栄養科学に関する独創的な研究を推進するための研究能力と意欲を有している。
5. 自己研鑽
食品科学や栄養科学に関わる研究者として、常に自己を評価し、自らを高める意欲と能力を有している。

【修士学位論文審査基準】

修士学位論文の審査に当たっては、ディプロマポリシーに基づき、以下の項目について総合的に評価し、可否を決定する。

1. 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であること。
2. 新規性のある内容を含み、論文の構成が適切であること。
3. 発表会での発表と質疑応答が、論理的かつ適切に行われたこと。

【博士前期(修士)課程のカリキュラム】

博士前期(修士)課程のカリキュラムは、【必修科目】の「専攻必修」および「選択必修」、【選択科目】の「専攻専門」、「環境科学専攻が開講している専攻選択」および「食品栄養科学専攻と環境科学専攻の両専攻で共通開講している二専攻共通」から構成されている。博士前期課程を修了するためには、必修科目 22 単位、選択科目 8 単位以上の計 30 単位以上を修得しなければならない。

※選択科目のうち食品栄養科学専攻が開講している、専攻専門科目を 7 単位以上取得する必要がある。

※食品栄養科学専攻(博士前期課程)授業科目一覧にある「〇〇特論 B」は、栄養教諭専修免許状を希望する学生に対してのみ、開講している科目であるため、履修登録において注意してください。

各科目の概要は「Web 学生サービス支援システム」にあるシラバスを参照すること。

必修科目(22 単位)は以下のとおり履修する。

【履修登録は、すべて 1 年次前期に各自で行ってください。】

1) 必修特論(必修 4 単位)

修学期間中(1 年次あるいは 2 年次)に食品科学特論、栄養科学特論(各 2 単位)を修得する。

2) 食品栄養科学コロキウム I(必修 1 単位)

修学期間中に月例セミナーに 8 回以上出席すると認定される。環境科学専攻、薬学系専攻が開催する月例セミナーへの出席も出席回数に含めることができる。8 回の出席のうち、食品栄養科学専攻の月例セミナーに 5 回以上出席する必要がある。出席は「月例セミナー等出席カード」で管理する。※ただし、薬学系の「特別講義」については含めない。教務委員から課題付きレポートが配布されるので、8 回出席した後に 1 部作成する。このカードとレポートを修士論文提出時に学生室まで提出する。

3) 食品栄養科学専攻セミナー(必修 1 単位)

専攻セミナー、大講座(旧名称:部門)セミナー、修士口述論文発表会、博士口述論文発表会への出席ならびに討論への参加、複数の研究室の主催する研究室セミナーでの研究発表または学会での研究発表により単位認定される。出席は「月例セミナー等出席カード」で管理する。専攻セミナー、大講座セミナー、修士口述論文発表会、博士口述論文発表会は教務委員が押印、研究室セミナーでの研究発表または学会での研究発表は主任教員が押印する。

4) 食品栄養科学特別実験(必修 10 単位)

所属研究室において修士論文を作成する目的で修学期間を通して行う実験・研究に対し認定される。

5) 食品栄養科学特別演習 A(必修 2 単位)

所属研究室において、修学期間を通して行う実験・研究について、学位論文としてまとめ、指定の期日に提出する。その内容を修士口述論文発表会で発表する必要があること、および 2 名以上の副査の審査、討議を行い、これらを総合的に評価し、認定される。

6) 食品科学演習および栄養科学演習（選択必修 4 単位）

所属研究室で開催されるセミナー、データ会等の出席、討論への参加、研究成果の発表等により、認定される。

選択科目（8 単位以上）は以下のとおり履修する。

【食品栄養科学コロキウムⅡは 1 年次前期に履修登録して下さい。】

1) 選択科目（8 単位以上）

1-1) ○○○○特論（選択 1 単位）（例：食品工学特論 等）

食品栄養科学専攻の所属教員が開講する特論科目（専攻専門）を複数選択することができる。概要についてシラバスを参照し、また、別添にて配布される時間割を参照し、選択してください。開講年次が隔年のものがあるため、注意すること。

1-2) 食品栄養科学コロキウムⅡ（選択 1 単位）

修学期間中において、月例セミナーに 16 回以上出席する（食品栄養科学コロキウムⅠの 8 回分を含む）と食品栄養科学コロキウムⅡの単位が認定される。16 回の出席のうち、食品栄養科学専攻の月例セミナーに 10 回以上出席する必要がある。

教務委員から課題付きレポートが配布されるので、16 回出席した後に 2 部（コロキウムⅠと併せて 2 部）作成する。

このカードとレポートを修士論文提出時に学生室まで提出する。

1-3) 特別インターンシップⅠ、Ⅱ（各 3 単位、合計 6 単位修得可）

特別インターンシップは、管理栄養士のライセンスを有する学生に対して、開講している科目である。連携大学院の提携先である学外受け入れ機関（聖隷浜松病院または藤枝市立総合病院）において、研修プログラムに基づく研修を 3 か月間行うものである。特別インターンシップⅠは 3 か月間の研修にて 3 単位認定される。特別インターンシップⅡは、特別インターンシップⅠに引き続き研修をさらに 3 か月間行う（特別インターンシップⅠとあわせて 6 か月）と 3 単位認定される。

1-4) 臨床栄養連携演習（1 単位）

臨床栄養連携演習は、管理栄養士のライセンスを有する学生に対して、開講している科目である。薬剤師を目指す学生と多職種連携の視点に立ち、課題症例を通じてグループワーク演習を行う。演習であるため、集中講義として 3 日間の開講となる。

1-5) その他

指導教員及び担当教員が認めた場合は、以下の授業科目を選択科目として履修することができる（5 単位を限度とする）。

1-5-1) 他専攻が開講する授業科目

6 ページにある大学院学則別表（一）授業科目一覧に記載されていない他専攻の授業科目の履修を希望する場合は、学生室に設置している「他専攻等授業科目履修許可願」に必要事項を記入し、提出する。

1-5-2) 静岡大学大学院総合科学技術研究科及び東海大学大学院海洋学研究科から提供される授業科目

これらの授業科目の詳細（履修手続、履修科目、単位認定等）についてはガイダンスで説明する。

2) 環境科学専攻との共通科目について

2-1) フロンティア科学特論 I、II (各 1 単位、合計 2 単位修得可)

3 大学 (本学・静岡大学・東海大学) 連携による講義への出席に対して認定される。
例年、9 月、12 月の集中講義として行われる。

2-2) インターンシップ (1 単位)

県の試験研究機関や民間会社における就業・研究体験ならびにレポートの提出により認定される。

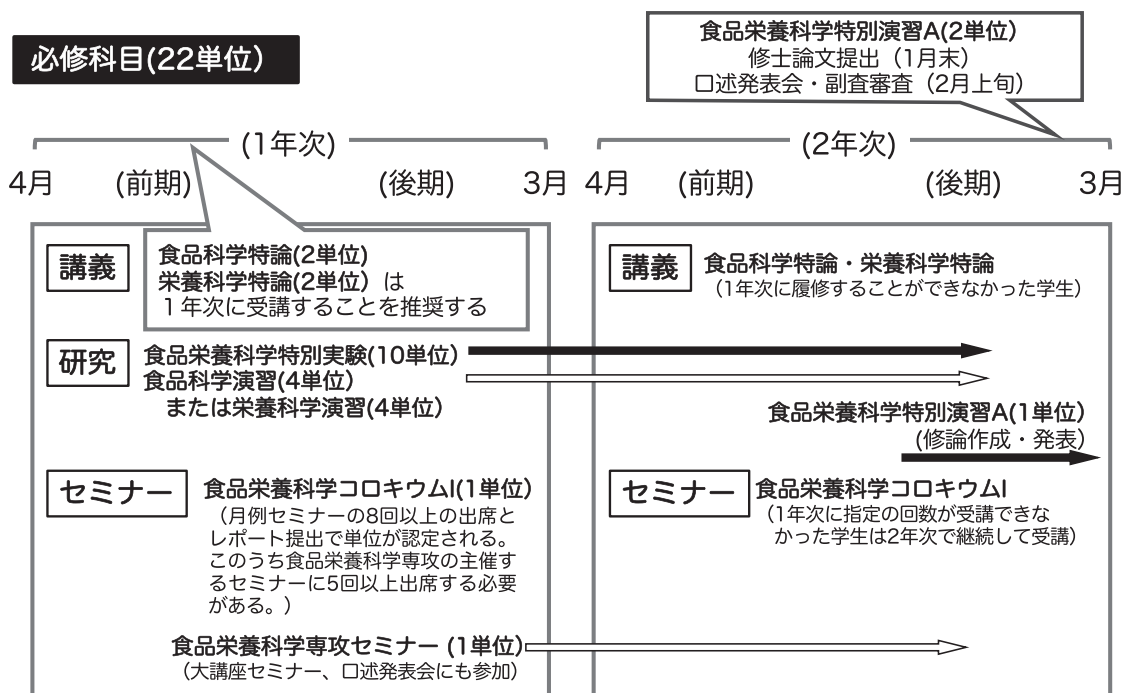
2-3) 知的財産管理入門 (1 単位)

知的財産管理入門は全学共通科目であり、本講義への出席および試験 (課題レポート等) により認定される。

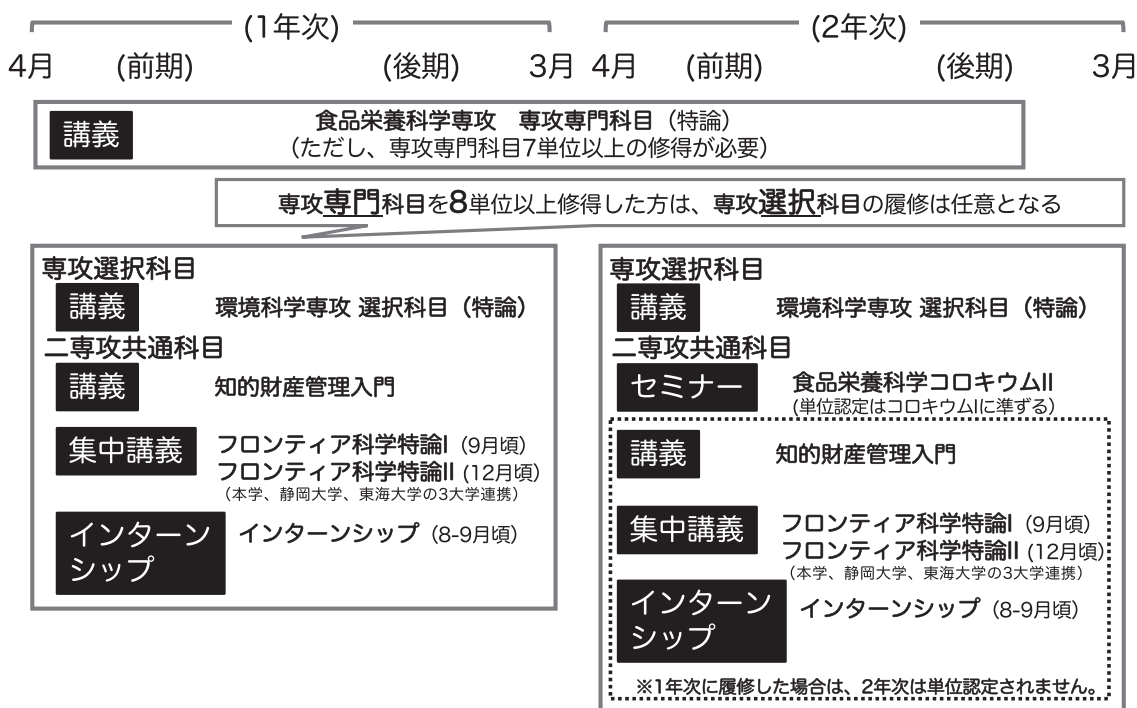
3) その他

博士後期課程の開講科目 (科学英語) および自由選択科目について、指導教員が必要と認め、かつ受講者数が上限に達していない場合は受講できる。ただし、**認定された単位は、修了必要単位数 (30 単位) に含めない**。開講される科目は別途案内致します。

履修ロードマップ（食品栄養科学専攻 博士前期課程）



選択科目(8単位以上)



博士前期課程を修了するためには**必修 22 単位、選択 8 単位以上 合計 30 単位以上**の修得が必要

授業科目一覧

(薬食生命科学総合学府 2024年度以降入学生用)

大学院学則 別表(一)

薬食生命科学総合学府 (食品栄養科学専攻博士前期課程)

科目区分	授業科目	単位数					備考	
		講義	演習	実験 実習	理科	栄養		
必修 科目	専攻 必修	食品科学特論	2			○	[修了必要単位数] 専攻必修及び選択必修合わせて22単位、 選択科目8単位以上、(ただし、専攻専門 7単位以上) 修得し、30単位以上を修得す ること。	
	栄養科学特論	2				○		
	食品栄養科学コロキウムⅠ	1		10				
	食品栄養科学特別実験			2				
	食品栄養科学特別演習A			1				
	食品栄養科学専攻セミナー			1				
選択 必修	食品科学演習		4		○			
	栄養科学演習		4			○		
選択 科目	専攻 専門	食品工学特論	1			○		[理科・栄養教員専修プログラム] 専修免許状の取得要件は、一種免許状取 得に必要な単位を取得しているほか、栄養 教諭については「栄養」の科目から、高等 学校教諭(理科)については「理科」の科 目から、それぞれ専攻必修および選択必修 合わせて6単位、選択科目から18単位以上 選択し、計24単位以上を修得しなければな らない。
	食品分析化学特論	1			○			
	ケミカルバイオロジー特論	1			○			
	食品化学特論	1			○			
	食品衛生学特論	1			○			
	有機化学特論	1			○			
	生物分子工学特論	1			○			
	食品生命情報科学特論	1			○			
	人類遺伝学特論	1			○			
	食品物理学特論	1			○			
	長寿生化学特論A	1				○		
	栄養生理学特論A	1				○		
	微生物学特論	1			○			
	臨床栄養学特論A	1				○		
	栄養教育学特論A	1				○		
	公衆衛生学特論A	1				○		
	フードマネジメント特論A	1				○		
	臨床栄養管理学特論A	1				○		
	調理科学特論A	1				○		
	公衆栄養学特論A	1				○		
	食品蛋白質工学特論	1			○			
	栄養化学特論A	1				○		
	生理学特論A	1				○		
	食品栄養科学コロキウムⅡ	1				○		
	臨床栄養連携演習		1			○		
	特別インターンシップⅠ			1	3			
	特別インターンシップⅡ				3			
	長寿生化学特論B	1				○		
	栄養生理学特論B	1				○		
	臨床栄養学特論B	1				○		
	栄養教育学特論B	1				○		
	公衆衛生学特論B	1				○		
	フードマネジメント特論B	1				○		
	臨床栄養管理学特論B	1				○		
	調理科学特論B	1				○		
	公衆栄養学特論B	1				○		
	栄養化学特論B	1				○		
	生理学特論B	1				○		
	教育学特論A	1				○		
	教育学特論B	1				○		
	専攻 選択	環境分析・評価特論	1			○		
	環境リスクアセスメント特論	1				○		
大気環境特論	1				○			
物性化学特論	1				○			
植物環境特論	1				○			
生態発生遺伝学特論	1				○			
環境微生物学特論	1				○			
光環境生命科学特論	1				○			
植物生理学特論	1				○			
環境健康科学特論	1				○			
環境工学特論	1				○			
グリーンケミストリー特論	1				○			
二専攻 共通※	インターンシップ			1		※二専攻共通とは食品栄養科学専攻、環境 科学専攻の共通科目。		
フロンティア科学特論Ⅰ	1							
フロンティア科学特論Ⅱ	1							
	知的財産管理入門	1						
自由 選択科目	静岡地域食材学A	1						
	静岡地域食材学B	1						
	茶学入門	2						
	静岡「知」各論-食品環境科学と地域企業の視点から-	2						
	健康イノベーション教育プログラム	2						

2024 年度食品栄養科学専攻博士後期（博士）課程入学者用

履修案内

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

食品栄養科学に関する学位論文の作成を通じて専門分野における幅広い見識、問題解決の手法、論理的思考法、発展的課題の設定法、研究者に求められる倫理観を学び、食と健康に関する諸問題を解決し、実践で応用できるリーダーとして研究・教育機関、企業、保健・医療機関、行政等においてグローバルに活躍できる研究者、医療人や専門官の育成を目的として、教育課程を編成しています。

1. 研究の進捗状況を発表する学内のセミナーや国内外の学会発表を通して、研究の立案・遂行と問題解決の能力、論理的思考に基づく説明能力、発展的課題の発見能力に加えて、発信力、傾聴力、状況把握力を養う。
2. 演習科目、他専攻との共通科目を選択履修することにより、最先端の情報・知識から問題を解決して実践応用できる能力を育成し、食品栄養科学に関する高度な専門性を養う。さらに、他分野の情報を融合した創造力を身に付けることで、俯瞰的な視点を醸成する。
3. 研究の進捗状況を発表する学内のセミナーや科学英語の履修などを通して、コミュニケーション能力を養うとともに、自己研鑽のための意識を醸成する。
4. 倫理に関する講習会などに参加することで、研究者としての倫理観を育成する。

ディプロマポリシー（学位授与の方針）

「薬食同源」「食薬融合」を共通認識として、食と健康にかかわる「食品栄養科学」の学問分野を牽引し、グローバルに活躍できる研究者や専門領域におけるイノベーターの育成を教育目標としています。以下に掲げる資質を身に付け、所定の単位を修得し、博士論文の審査及び試験に合格した学生に博士（食品栄養科学）の学位が授与されます。

1. 高い国際対話能力
グローバルに活躍できる語学力を有し、高いコミュニケーション能力や国際感覚を身に付けている。また、研究成果を世界に発信する能力を身に付けている。
2. 倫理観
生命や人権に対して強い倫理観を持ち、研究活動においても健全な科学倫理を身に付けている。
3. 高度な知識と技術
食品科学や栄養科学に関する高度な知識や技術を有するとともに、それらを活用・応用する能力を身に付けている。
4. 独創性と問題解決能力
食品科学や栄養科学において独創的な研究を推進するための高度な研究能力と強い意欲を有している。
5. 自己研鑽
食品科学や栄養科学に関わる研究者として、常に自己を評価し、自らを高める意欲と能力を有している。

【博士學位論文審査基準】

博士學位論文の審査に当たっては、ディプロマポリシーに基づき、以下の項目について総合的に評価し、可否を決定する。なお、博士學位論文の主要部分が、学位申請者が主たる著者である英文原著論文として査読制度のある学術雑誌に掲載されているか、修了判定時までに掲載が決定されていることが必要要件となる。

1. 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であること。
2. 新規性のある内容を含み、当該分野の学問の発展に貢献できる内容を含むこと。
3. 研究倫理の問題に対して十分に留意がなされ、公開される発表論文としての体裁が整っていること。
4. 発表会での発表と質疑応答が、論理的かつ適切に行われたこと。

【博士後期課程のカリキュラム】

博士後期(博士)課程のカリキュラムは、専門科目(必修)、(選択)、環境科学専攻との共通科目(選択)から構成されている。博士後期課程を修了するためには、必修科目4単位、専門科目(選択)ならびに共通科目(選択)から2単位以上の**計6単位以上**を修得しなければならない。単位取得(予定)者は、修学期間を通して行う研究について学位論文としてまとめ、博士論文審査を願い出ることができる。書類審査後、内容を博士論文口述発表会で発表し、かつ審査委員会で3名以上の副査の審査を経て、博士論文審査および試験の可否が決定される。

必修科目(4単位)は以下のとおり履修する。

- 1) 食品栄養科学特別演習B(必修4単位)

修学期間を通して行う研究について、研究成果等を、専攻セミナー(2年次)での発表1回、大講座(旧名称:部門)セミナー(1、3年次)での発表2回実施、3単位を認定する。残り1単位は、学会での発表にて認定する。専攻セミナー、大講座(旧名称:部門)セミナーにおいては、その内容、発表等について専攻の主任教員等(指導教員を除く)により質疑が行われる。

長期履修学生については、発表する年次は問わないが、専攻セミナーでの発表1回、大講座(旧名称:部門)セミナーでの発表を2回行う。

専攻セミナー、大講座セミナー、学会発表は「月例セミナー等出席カード」で管理し、発表確認と押印は指導教員が行う。

【食品栄養科学特別演習C、Dは1年次前期に履修登録して下さい。】

選択科目(2単位以上)は以下のとおり履修する。

- 1) 専門選択科目から選択する場合

下記1-1)~1-2)のいずれかから選択する。

- 1-1) 食品栄養科学特別演習C、D(各1単位、合計2単位)

月例セミナー(環境科学専攻、薬学系専攻が開催する月例セミナーも含む)への出席、学会主催のセミナー(参加証明を各自管理する)への参加回数の合計が8回で1単位、16回で2単位認定する。専攻特別セミナー(専攻で特別に開催を認めるセミナー)も考慮する。なお、月例セミナー、専攻特別セミナーの出席は「月例セミナー等出席カード」で管理する。学会主催のセミナーの出席の証明は、主任教員による確認の上、修了時に教務委員に提出する。教務委員から課題付きレポートが配布されるので、8回出席

した後に1部、16回出席した場合は2部作成する。
博士論文提出時に学生室まで月例セミナー出席カードおよびレポートを提出する。

1-2) 食品栄養科学特別演習 E (1 単位)

学会発表 (1 回まで) に対し 1 単位認定される。ただし、食品栄養科学特別演習 B に含まれる学会発表とは異なるものとする。学会発表は「月例セミナー等出席カード」で管理し、発表確認と押印は指導教員が行う。

2) 環境科学専攻との共通選択科目から選択する場合

下記 2-1) ~2-3) のいずれかから選択する。

2-1) フロンティア科学特論Ⅲ、Ⅳ (それぞれ 1 単位修得可)

3 大学 (本学・静岡大学・東海大学) 連携による講義への出席に対して認定する。
例年、9 月、12 月の集中講義として行われる。

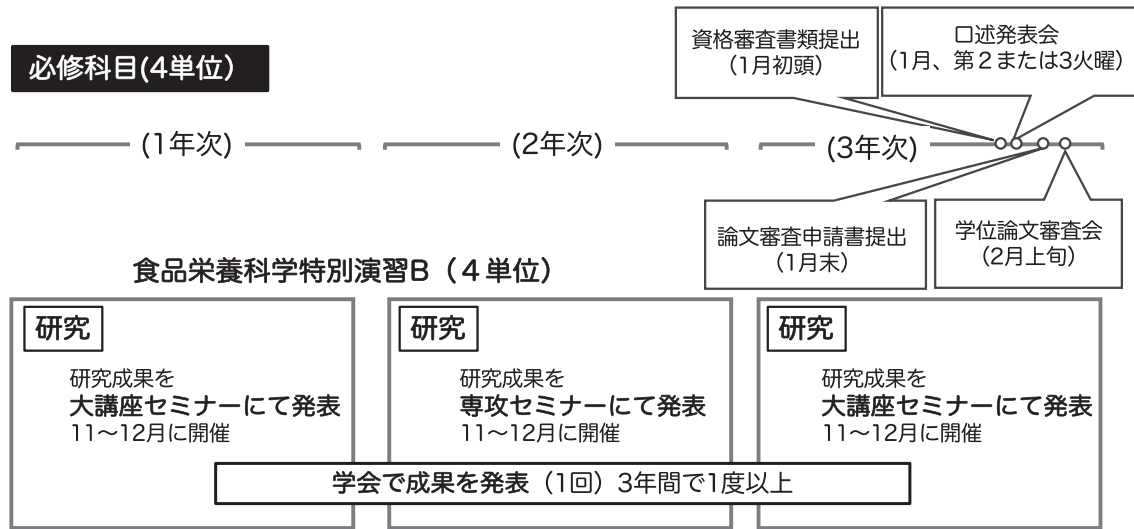
2-2) 科学英語科目 (それぞれ 1 単位修得可)

- ・科学英語：オーラルコミュニケーションⅠ
- ・科学英語：オーラルコミュニケーションⅡ
- ・科学英語：インディペンデント・リスニング
- ・科学英語：アカデミック・プレゼンテーション
- ・科学英語：アカデミック・ライティング
- ・科学英語：学生主導型ディスカッション
- ・科学英語：スモールグループディスカッション
- ・科学英語：科学論文エディティング
- ・科学英語海外研修プログラム (本科目のみ 2 単位)

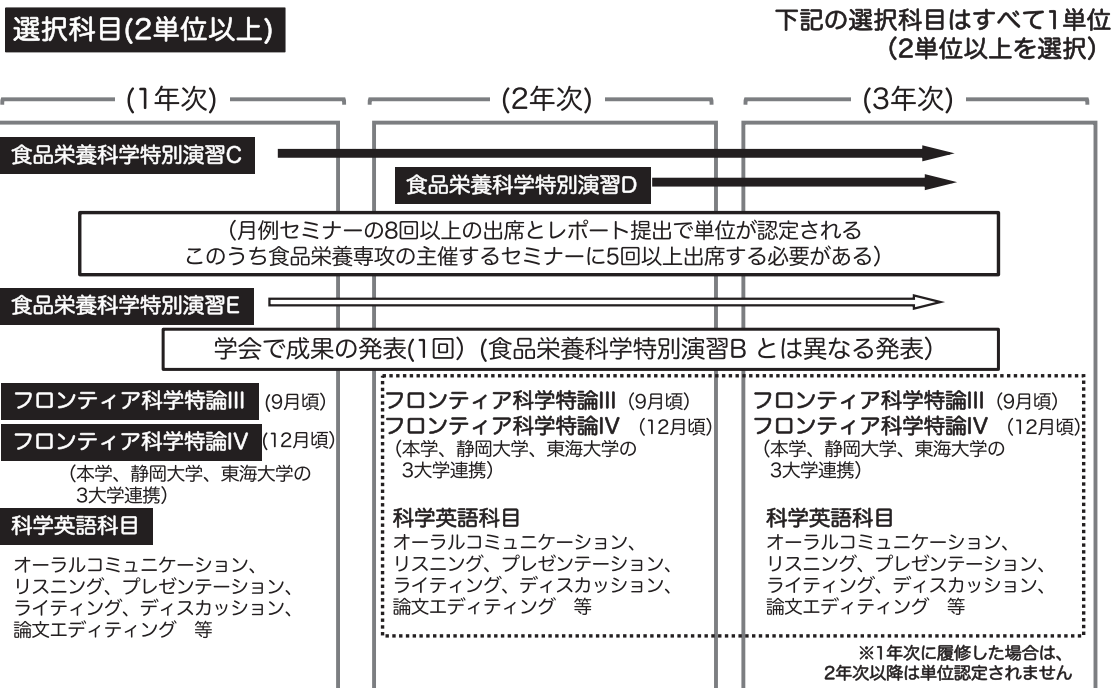
3) 自由選択科目

自由選択科目については、指導教員が必要と認め、かつ受講者数が上限に達していない場合は受講できる。ただし、認定された単位は、修了必要単位数 (6 単位) に含めない。開講される科目は別途案内致します。

履修ロードマップ（食品栄養科学専攻 博士後期課程）



長期履修制度を利用される方は、希望により履修期間を3年から最大6年間に延長することができる



博士課程を修了するためには**必修 4 単位、選択 2 単位以上 合計 6 単位以上**の修得が必要

授業科目一覧

(薬食生命科学総合学府 2024年度以降入学生用)
 大学院学則 別表 (二)
 薬食生命科学総合学府 (食品栄養科学専攻博士後期課程)

科目区分	授業科目名	単位数			備考
		講義	演習	実験実習	
共通科目 選択	科学英語：オーラルコミュニケーションI		1		
	科学英語：オーラルコミュニケーションII		1		
	科学英語：インディペンデント・リスニング		1		
	科学英語：アカデミック・プレゼンテーション		1		
	科学英語：アカデミック・ライティング		1		
	科学英語：学生主導型ディスカッション		1		
	科学英語：スモールグループディスカッション		1		
	科学英語：科学論文エディティング		1		
	科学英語海外研修プログラム		2		
	フロンティア科学特論Ⅲ	1			
	フロンティア科学特論Ⅳ	1			
専門科目 必修	食品栄養科学特別演習B		4		博士後期課程 修了必要単位数 専門科目：必修 4単位 共通科目：選択、または専門科目： 選択 2単位以上 合計 6単位以上
	食品栄養科学特別演習C		1		
	食品栄養科学特別演習D		1		
	食品栄養科学特別演習E		1		
専門科目 自由選択	静岡地域食材学A	1			自由選択科目の単位は修了必要単位数(6単位)には含めない
	静岡地域食材学B	1			
	茶学入門	2			
	静岡「知」各論-食品環境科学と地域企業の視点から-	2			
	健康イノベーション教育プログラム	2			

環境科学専攻

博士前期課程

博士後期課程

履 修 案 内

2024 年度環境科学専攻博士前期（修士）課程入学者用 履修案内

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

環境科学を専門的かつ幅広い視野で学び、国内外の研究・教育機関や企業において、環境問題の解決や持続可能な社会の構築に取り組む高度専門職業人・研究者として活躍できるよう、次に示すカリキュラムを編成しています。

1. 環境科学に関する知識を幅広く身に付けるため、環境科学関連の特論科目、コロキウムを配置する。
2. 環境科学に関する専門的な知識、論理的思考力、協働力を身に付けるため、実験科目を配置する。
3. 課題発見能力、プレゼンテーション能力を養うため、環境科学関連セミナーや演習を配置する。

ディプロマポリシー（学位授与の方針）

「地域・地球の環境を解析する」、「環境と共生し快適環境を創る」、「環境応答を究め生命を守る」ことを基本に、「環境」をより専門的かつ幅広い視野で鳥瞰し、環境問題の原因を科学的に解明するとともに持続可能な社会の構築を目指す高度専門職業人・研究者の育成を教育目標としています。以下に掲げる資質を身に付け、所定の単位を修得した学生に対し、修士（環境科学）の学位を授与します。

1. 高い国際対話能力
グローバルに活躍できる情報収集能力を有し、それに必要なコミュニケーション能力及び国際感覚を身に付けている。
2. 倫理観
生命や人権に対して強い倫理観を持ち、研究活動においても健全な科学倫理を身に付けている。
3. 高度な知識と技術
環境科学に関する幅広い知識や技術を身に付けている。
4. 独創性と問題解決能力
環境科学に関する独創的な研究を推進するための研究能力と意欲を有している。
5. 自己研鑽
環境科学に関わる高度専門職業人、研究者として、常に自己を評価し、自らを高める意欲と能力を有している。

【修士学位論文審査基準】

修士学位論文の審査に当たっては、ディプロマポリシーに基づき、以下の項目について総合的に評価し、可否を決定する。

1. 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であること。
2. 新規性のある内容を含み、論文の構成が適切であること。
3. 発表会での発表と質疑応答が、論理的かつ適切に行われたこと。

【博士前期(修士)課程のカリキュラム】

博士前期(修士)課程のカリキュラムは、専攻必修科目、専攻専門科目(選択科目)、食品栄養科学専攻との共通科目(選択科目)から構成されている。博士前期課程を修了するためには、必修科目 22 単位、選択科目 8 単位(専攻専門 7 単位以上を含む)以上の計 30 単位以上を修得しなければならない。

必修科目(22 単位)は以下のとおり履修する。

1) 必修特論(必修 4 単位)

1 年次あるいは 2 年次に行われる以下の 2 科目すべてを修得しなければならない。地域・地球環境学特論、環境生命科学特論(各 2 単位、1 年次に履修することを推奨する)

2) 環境科学コロキウム I(必修 1 単位)

月例セミナーに 2 年間で 8 回以上出席すると認定される。食品栄養科学専攻、薬学系専攻が開催するセミナーへの出席も含めることができる。8 回出席のうち、環境科学専攻の月例セミナーに 6 回以上出席する必要がある。※ただし、薬学系の「特別講義」については含めない。教務委員から課題付きレポートが配布されるので、8 回出席した後に 1 部作成する。

「月例セミナー等出席カード」をその都度担当教員に提出し、確認印をもらうこと。このカードとレポートを修士論文提出時に学生室まで提出する。

3) 環境科学専攻セミナー(必修 1 単位)

専攻セミナーへの出席、討論への参加(全体セミナー1 日間および自コースのオープンゼミ 1 日間)、ならびに研究成果等について 2 回(1 年次に 1 回、2 年次に 1 回)発表すると認定される。全体セミナーの発表においては、その内容、発表等について全主任教員(指導教員を除く)によるルーブリック評価を行い、結果を指導教員、学生にフィードバックする。出席は、月例セミナー等出席カードで管理する。

4) 環境科学演習(必修 4 単位)

所属研究室で開催されるゼミおよびセミナーへの出席、討論への参加、研究成果の発表等(学術学会の発表)により認定される。

5) 環境科学特別実験(必修 10 単位)

2 年間を通して研究室で修士論文作成のために行う実験・研究により認定される。修士論文作成・提出要領は、適宜周知する。

6) 環境科学特別演習 A(必修 2 単位)

所属研究室において修士論文の作成、修論発表会での発表、討議及び、全主任教員(指導教員を除く)による発表に対する評価を行う。全主任教員(指導教員を除く)による発表に対する評価を含めて、審査委員会において 2 名以上の副査との審査を総合し、認定される。

選択科目(8 単位以上)は以下のとおり履修する。環境科学コロキウム II は選択科目ですが、環境科学コロキウム I と同時に履修登録して下さい。

1) 選択科目(8 単位以上)

1 年次あるいは 2 年次に行われる専攻専門科目または食品栄養科学専攻との共通科目から 8 単位以上を修得しなければならない。その内、7 単位以上は環境科学専攻専門科目であること。

1-1) 環境科学コロキウムⅡ (選択 1 単位)

修学期間中において、環境科学コロキウムⅠの単位認定に要する8回分に加えて、月例セミナーおよび専攻が認めたセミナーやフォーラム、特別講義等にさらに8回以上出席すると環境科学コロキウムⅡの単位が認定される。8回の出席のうち、環境科学専攻の月例セミナーに4回以上出席する必要がある。教務委員から課題付きレポートが配布されるので、8回出席した後に1部作成する。出席は、月例セミナー等出席カードで管理し、レポートと一緒に修士論文提出時に学生室まで提出する。

1-2) その他

指導教員及び担当教員が認めた場合は、以下の授業科目を選択科目として履修することができる(5単位を限度とする)。

1-2-1) 他専攻が開講する授業科目

16 ページにある大学院学則別表(一) 授業科目一覧に記載されていない他専攻の授業科目の履修を希望する場合は、学生室に設置している「他専攻等授業科目履修許可願」に必要事項を記入し、提出する。

1-2-2) 静岡大学大学院総合科学技術研究科及び東海大学大学院海洋学研究科から提供される授業科目

これらの授業科目の詳細(履修手続、履修科目、単位認定等)についてはガイダンスで説明する。

2) 食品栄養科学専攻との共通科目について

2-1) フロンティア科学特論Ⅰ、Ⅱ(各1単位、合計2単位履修可)

3 大学(本学・静岡大学・東海大学)連携による講義への出席に対して認定する。例年、9月、12月の集中講義として行われる。

2-2) インターンシップ(1単位)

県の試験研究機関や民間会社における就業・研究体験ならびにレポートの提出により認定される。

2-3) 知的財産管理入門

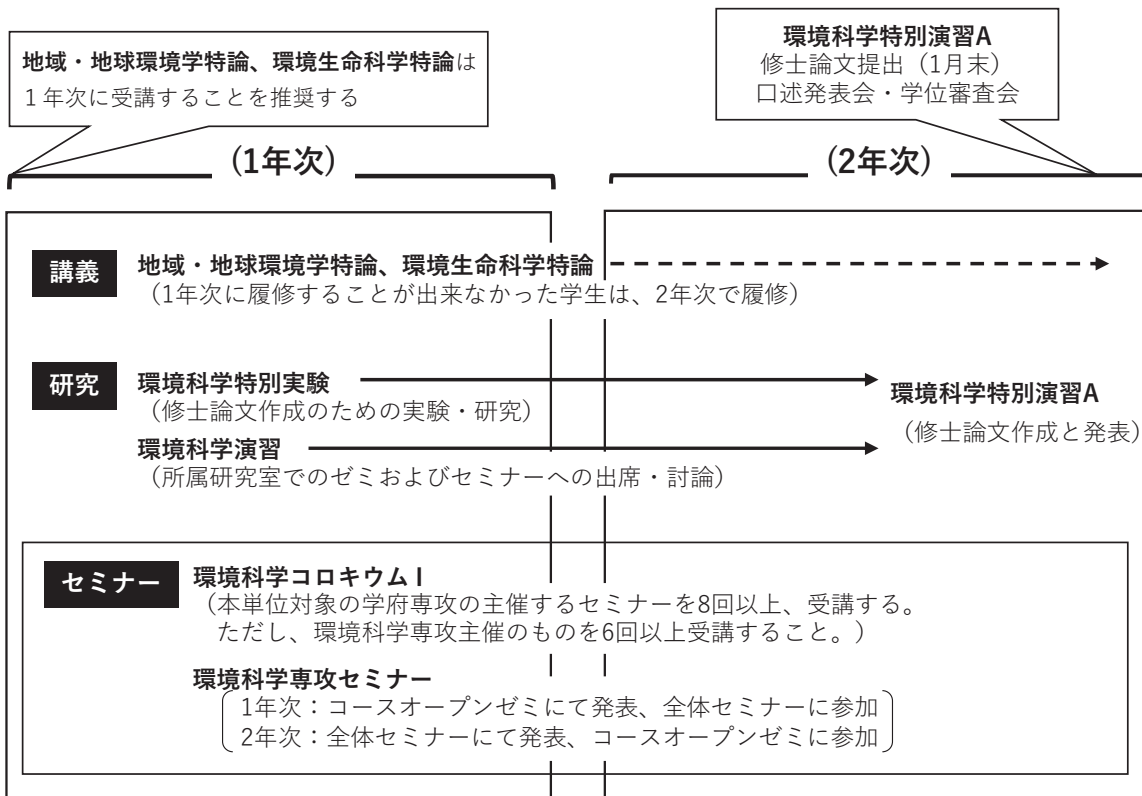
3) その他(科学英語科目)

博士後期課程の開講科目である科学英語科目について、指導教員が必要と認め、かつ受講者数が上限に達していない場合は受講できる。ただし、認定された単位は、修了必要単位数(30単位)に含めないので、注意すること。

科学英語科目は以下のとおりである。

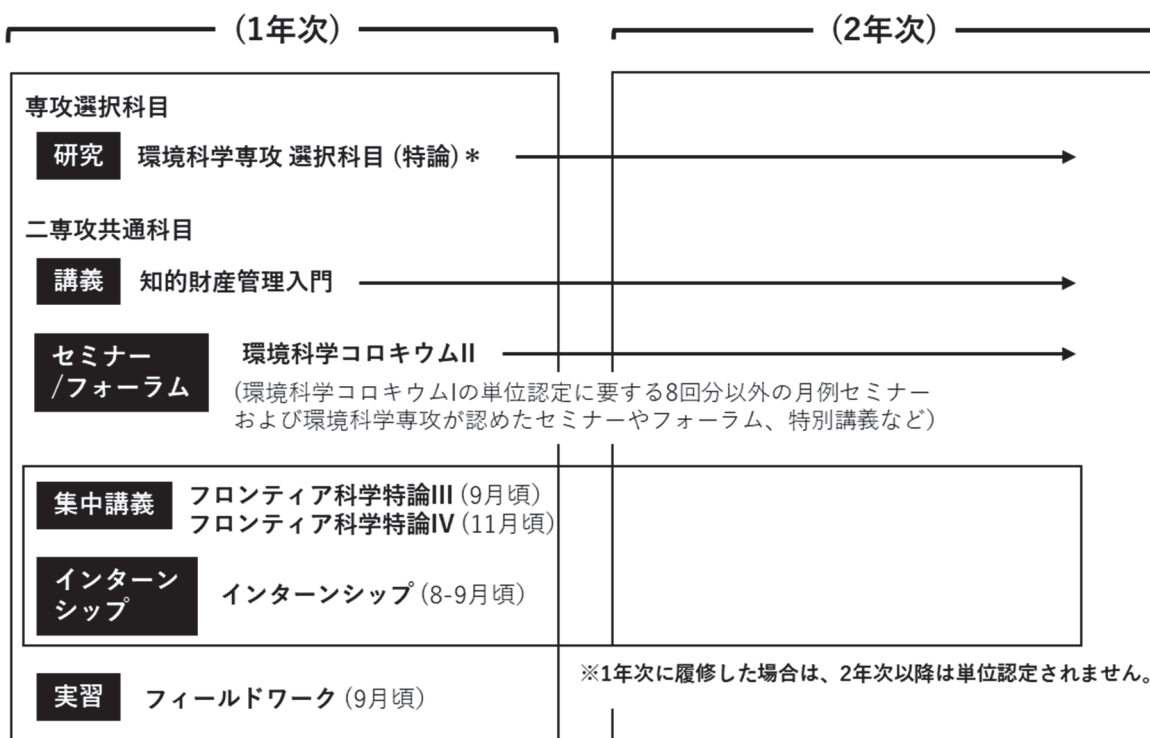
- ・科学英語：オーラルコミュニケーションⅠ
- ・科学英語：オーラルコミュニケーションⅡ
- ・科学英語：インディペンデント・リスニング
- ・科学英語：アカデミック・プレゼンテーション
- ・科学英語：アカデミック・ライティング
- ・科学英語：学生主導型ディスカッション
- ・科学英語：スモールグループディスカッション
- ・科学英語：科学論文エディティング
- ・科学英語海外研修プログラム

履修ロードマップ（博士前期） 必修科目



履修ロードマップ（博士前期） 選択科目

8単位以上取得
 (環境科学専攻選択科目*を7単位以上取得)



授業科目一覧

(薬食生命科学総合学府 2024年度以降入学生用)

大学院学則 別表 (一)

薬食生命科学総合学府 (環境科学専攻博士前期課程)

科目区分		授業科目	単位数			備考
			講義	演習	実験 実習	
必修 科目	専攻 必修	地域・地球環境学特論	2			○ ○ ○ [修了必要単位数] 必修科目22単位、選択科目8単位以上(ただし、専攻専門7単位以上)修得し、30単位以上を修得すること。
		環境生命科学特論	2			
		環境科学コロキウム I	1			
		環境科学専攻セミナー		1		
		環境科学特別実験			10	
		環境科学演習		4		
		環境科学特別演習A	2		○	
選択 科目	専攻 専門	環境分析・評価特論	1			○ [理科教員専修プログラム] ○ 専修免許状の取得要件は、一種免許状取得に必要な単位を取得しているほか、「理科」の科目を必修科目8単位、選択科目16単位以上選択し、計24単位以上を修得しなければならない。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		フィールドワーク演習		1		
		環境リスクアセスメント特論	1			
		大気環境特論	1			
		水質・土壌環境特論	1			
		物性化学特論	1			
		植物環境特論	1			
		生態発生遺伝学特論	1			
		環境微生物学特論	1			
		光環境生命科学特論	1			
		植物生理学特論	1			
		環境健康科学特論	1			
	環境工学特論	1				
	グリーンケミストリー特論	1				
	環境科学コロキウム II	1				
	専攻 選択	食品工学特論	1			
		食品分析化学特論	1			
		ケミカルバイオロジー特論	1			
食品化学特論		1				
食品衛生学特論		1				
有機化学特論		1				
生物分子工学特論		1				
人類遺伝学特論		1				
食品物理学特論		1				
食品蛋白質工学特論		1				
微生物学特論	1					
食品生命情報科学特論	1					
二専攻 共通※	インターンシップ			1	※二専攻共通とは食品栄養科学専攻、環境科学専攻の共通科目。	
	フロンティア科学特論 I	1				
	フロンティア科学特論 II	1				
	知的財産管理入門	1				

2024 年度環境科学専攻博士後期（博士）課程入学者用 履修案内

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

環境科学についての高度な専門知識や分析・解析技術を習得し、国内外の研究・教育機関や企業において、環境問題の解決や持続可能な社会の構築に取り組むリーダーとして活躍できるよう、次に示す研究指導、カリキュラムを編成しています。

1. 環境科学の専門分野における研究指導を通して、高い研究立案能力と遂行能力を習得した人材を育成する。
2. 課題発見能力、プレゼンテーション能力を養うため、環境科学関連セミナーや演習を配置する。

ディプロマポリシー（学位授与の方針）

「地域・地球の環境を解析する」、「環境と共生し快適環境を創る」、「環境応答を究め生命を守る」ことを基本に、「環境」をより専門的かつ幅広い視野で鳥瞰し、環境問題の原因を科学的に解明するとともに持続可能な社会の構築を目指し、指導的役割を担える高度専門職業人・研究者の育成を教育目標としています。以下に掲げる資質を身に付け、所定の単位を修得し、博士論文の審査及び試験に合格した者は、博士（環境科学）の学位を授与します。

1. 高い国際対話能力
グローバルに活躍できる情報収集能力とそれに必要なコミュニケーション能力及び国際感覚を有し、研究成果を世界に発信する能力を身に付けている。
2. 倫理観
生命や人権に対して強い倫理観を持ち、研究活動においても健全な科学倫理を身に付けている。
3. 高度な知識と技術
環境科学に関する幅広い知識や技術を身に付けている。環境科学の専門領域に関する高度な知識や技術を身に付けている。
4. 独創性と問題解決能力
環境科学に関する独創的な研究を推進するための研究能力と意欲を有している。独立した研究者に求められる研究立案能力と遂行能力を身に付けている。
5. 自己研鑽
環境科学に関わる高度専門職業人、研究者として、常に自己を評価し、自らを高める意欲と能力を有している。

【博士学位論文審査基準】

博士学位論文の審査に当たっては、ディプロマポリシーに基づき、以下の項目について総合的に評価し、可否を決定する。なお、博士学位論文の主要部分が、学位申請者が主たる著者である英文原著論文として査読制度のある学術雑誌に掲載されているか、修了判定時までに掲載が決定されていることが必要要件となる。

1. 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であること。
2. 新規性のある内容を含み、当該分野の学問の発展に貢献できる内容を含むこと。
3. 研究倫理の問題に対して十分に留意がなされ、公開される発表論文としての体裁が整っ

ていること。

4. 発表会での発表と質疑応答が、論理的かつ適切に行われたこと。

【博士後期（博士）課程のカリキュラム】

博士後期（博士）課程のカリキュラムは、専門必修科目、専門選択科目、食品栄養科学専攻との共通選択科目から構成されている。博士後期課程を修了するためには、必修科目 **6 単位** を修得しなければならない。単位取得（予定）者は、修学期間を通して行う研究について学位論文としてまとめ、博士論文審査を願い出ることができる。書類審査後、内容を博士論文口述発表会で発表し、かつ審査委員会で 3 名以上の副査の審査を経て、博士論文審査および試験の可否が決定される。

必修科目（6 単位）は以下のとおり履修する。

環境科学特別演習 B（必修 6 単位）

1) 環境科学専攻セミナー（必修 3 単位）

環境科学専攻セミナー（全体セミナーあるいは自コースのオープンゼミ）において、研究成果等について 3 回発表する（1~3 年次にそれぞれ 1 回発表）と認定される。全体セミナーにおいては、その内容、発表等について全主任教員（指導教員を除く）によるルーブリック評価を行ない、結果を指導教員、学生にフィードバックする。

長期履修学生についても 3 回発表する（1~3 年次にそれぞれ 1 回発表）と認定されるが、4 年次以降に学位を取得する場合は最終年次の環境科学専攻セミナーにおいても発表することが望ましい。

2) 研究室内外セミナーへの参加（必修 2 単位）

研究室内外セミナーへ 1 年間参加して認定される。ただし、専攻セミナー時の自コースオープンゼミは含まない。

3) 学会での研究発表（必修 1 単位）

学会に参加し、自分の研究成果を発表した場合に認定される。

選択科目は以下のとおり履修する。

1) 専攻専門選択科目から選択する場合

1-1) 環境科学コロキウム III（1 単位）

月例セミナーおよび専攻が認めたセミナーやフォーラム、特別講義などに 8 回以上出席すると認定される。食品栄養科学専攻、薬学系専攻が開催するセミナーへの出席も含めることができる。8 回出席のうち、環境科学専攻の月例セミナーに 6 回以上出席する必要がある。教務委員から課題付きレポートが配布されるので、8 回出席した後に 1 部作成する。

「月例セミナー等出席カード」をその都度担当教員に提出し、確認印をもらうこと。このカードとレポートを博士論文提出時に学生室まで提出すること。

2) 食品栄養科学専攻との共通選択科目から選択する場合

下記 1~3 のいずれかから選択する。

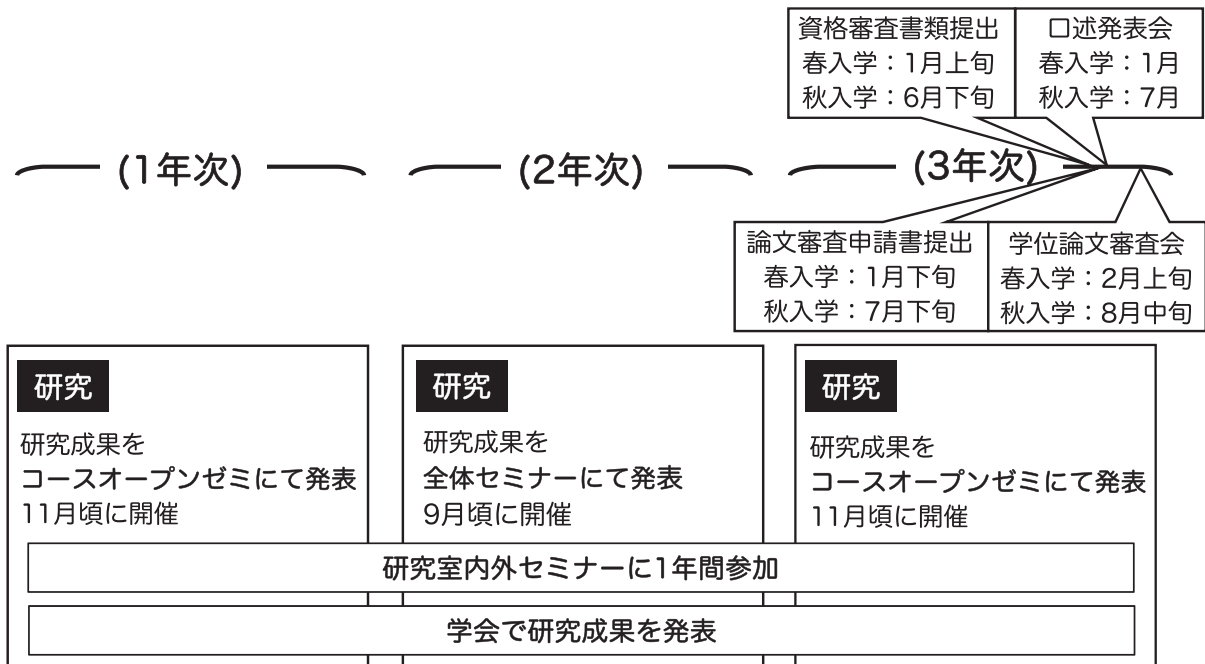
2-1) フロンティア科学特論 III、IV（それぞれ 1 単位修得可）

3 大学（本学・静岡大学・東海大学）連携による講義への出席に対して認定する。例年、9 月、12 月の集中講義として行われる。

2-2) 科学英語科目

- ・科学英語：オーラルコミュニケーションⅠ
- ・科学英語：オーラルコミュニケーションⅡ
- ・科学英語：インディペンデント・リスニング
- ・科学英語：アカデミック・プレゼンテーション
- ・科学英語：アカデミック・ライティング
- ・科学英語：学生主導型ディスカッション
- ・科学英語：スモールグループディスカッション
- ・科学英語：科学論文エディティング
- ・科学英語海外研修プログラム

履修ロードマップ（博士後期：標準修業年限3年） **必修科目**

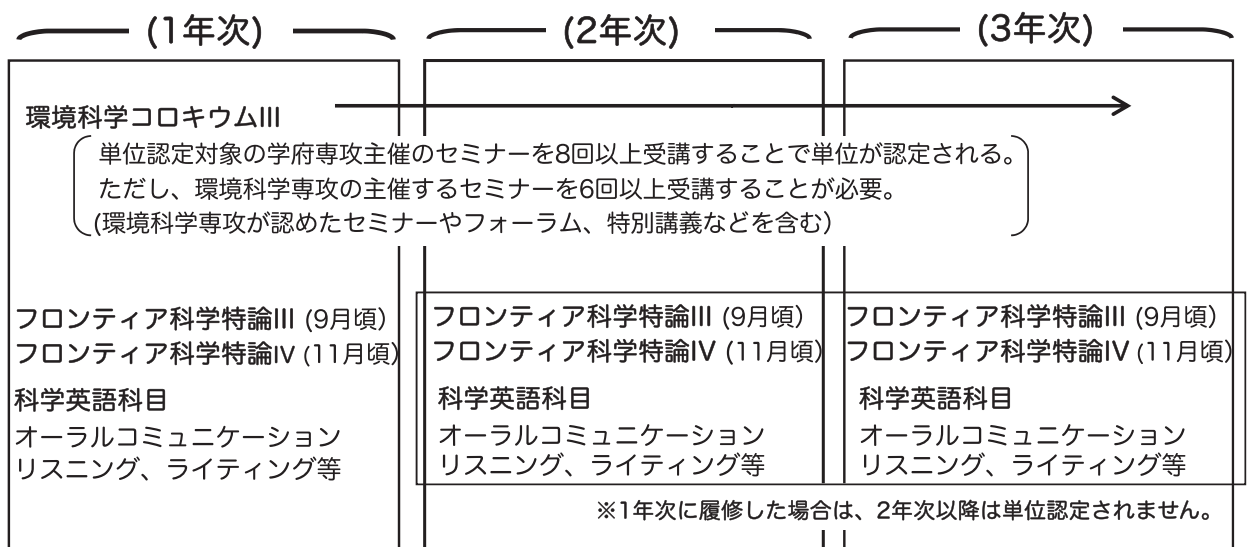


長期履修制度を利用される方は、希望により3年から最大6年間に延長することができる。
 ※長期履修学生についても環境科学専攻セミナーで発表する（1-3年次にそれぞれ1回発表）
 最終年次に環境科学専攻セミナーで発表することが望ましい。

博士課程の修了：必修科目6単位を取得し、博士論文の審査に合格することが必要

履修ロードマップ（博士後期：標準修業年限3年） **選択科目**

下記の選択科目はすべて1単位



授業科目一覧

(薬食生命科学総合学府 2024年度以降入学生用)

大学院学則 別表 (二)

薬食生命科学総合学府 (環境科学専攻博士後期課程)

授業科目名		単位数			備考
		講義	演習	実験 実習	
選 択	科学英語：オーラルコミュニケーションI		1		
	科学英語：オーラルコミュニケーションII		1		
	科学英語：インディペンデント・リスニング		1		
	科学英語：アカデミック・プレゼンテーション		1		
	科学英語：アカデミック・ライティング		1		
	科学英語：学生主導型ディスカッション		1		
	科学英語：スモールグループディスカッション		1		
	科学英語：科学論文エディティング		1		
	科学英語海外研修プログラム		2		
	フロンティア科学特論III	1			
	フロンティア科学特論IV	1			
専 門 科 目	必 修	環境科学特別演習B		6	修了必要単位数 必修科目6単位を修得すること。
選 択	環境科学コロキウムIII	1			

履 修 登 録

および

論 文 提 出
留 意 事 項

履修登録について

履修しようとする科目を所定の手続きに従って履修登録してください。この履修登録を怠ると、たとえ授業に出席し、試験を受け、十分に学修したという実績があったとしても、単位を取得することができない場合があるので注意してください。履修登録は科目の実施時期によって登録期間が異なります。

1 実施期間による科目の分類

- ・通年科目（1年を通じて実施する科目）…演習、特別実験、特別演習
- ・前期科目（前期で完結する授業）…時間割表参照。前期の中でさらに「前期前半」「前期後半」がある。
- ・後期科目（後期で完結する授業）…時間割表参照。後期の中でさらに「後期前半」「後期後半」がある。
- ・集中講義（夏期、冬期の集中講義期間に実施する授業）…時間割表下集中講義欄参照

2 履修登録期間と対象科目

前期 4月…通年科目及び前期科目

後期 10月…後期科目（通年科目は後期に登録しない。）

集中講義の履修登録は後日、連絡します。（例年は6月上旬、10月中旬）

※ 必修となる専攻セミナー、コロキウム、特別実験及び特別演習等は、履修初年度（1年次）の前期にのみ履修登録すること。

※詳細日時は、連絡するので、必ず確認すること

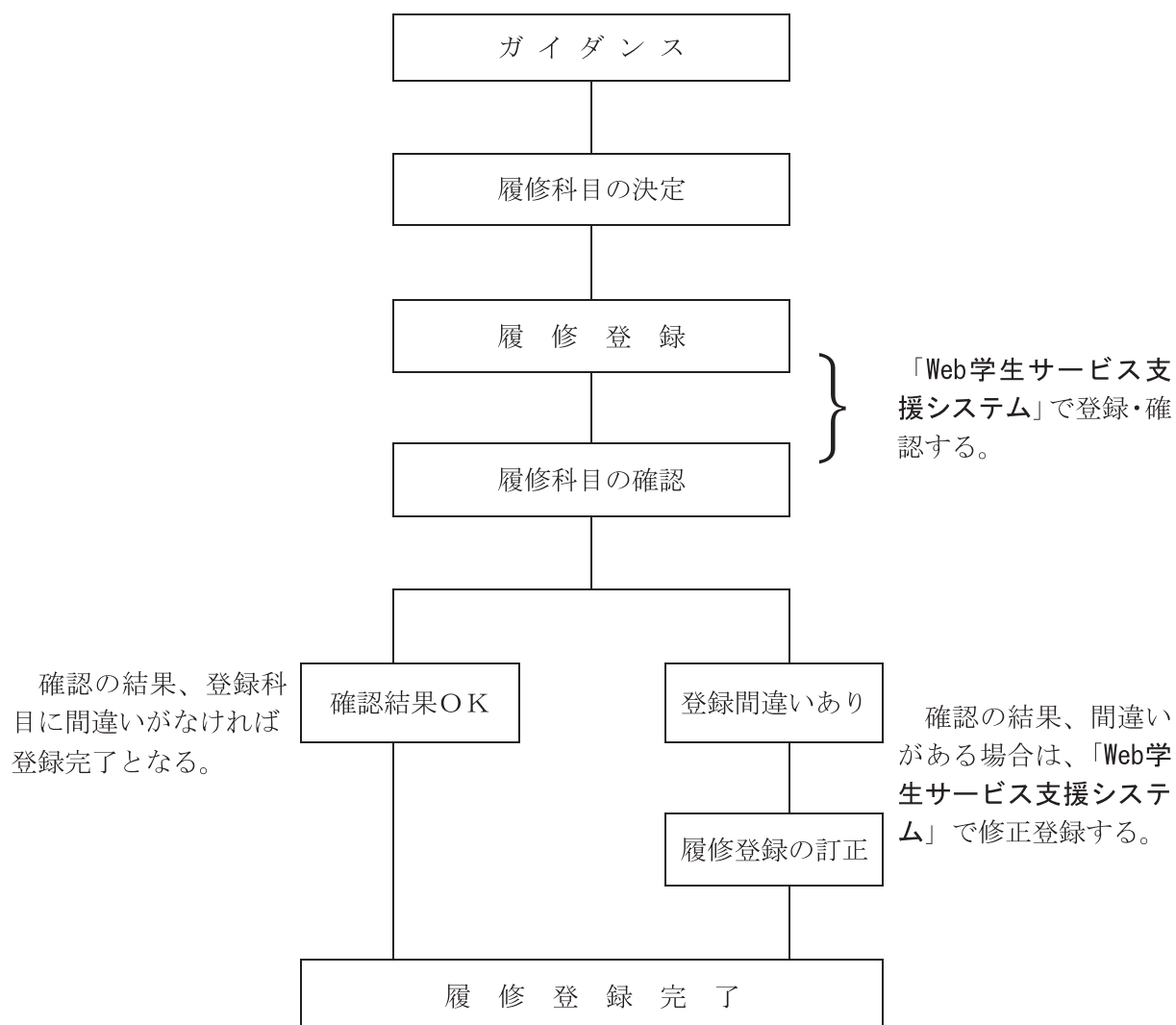
3 履修登録の方法

履修登録期間内に「Web 学生サービス支援システム」により履修登録する。

4 履修計画作成にあたっての注意事項

- (1) 学生便覧、講義概要、各種ガイダンス等を参考にすること。
- (2) 同一学期、同一曜日、同一時限の履修は1科目しかできない。
ただし、隔週授業や前半、後半に分かれているもの、演習等で履修可能なものを除く。
- (3) 通年科目は前期履修登録期間に登録すること。（通年科目は後期履修登録期間に登録できない。）
- (4) 集中講義は、指定された時期に履修登録すること。（時期は掲示（Web 掲示含む）で連絡する）
- (5) 他大学院での履修単位の認定を希望する学生は入学後1週間以内に学生室へ申し出ること。

5 履修登録の流れ図



様式 (用紙は学生室にあります。)

令和 年 月 日

他専攻等授業科目履修許可願

様

_____ 学 府 _____ 専 攻

_____ 学 年 _____ 学 籍 番 号 _____

_____ 氏 名 _____

下記の科目を履修したいので、御許可ください。

記

学 府 ・ 研 究 科	専 攻	授 業 科 目 名	教 員 名	教 員 承 認 欄	曜 日	時 限

* 教員承認欄に授業担当教員の押印を受けて、学生室に提出すること。

専修免許状について(博士前期課程)

専修免許状とは、教育職員免許法に定める教員の普通免許状の一つです。普通免許状には、短大卒業程度の二種免許状、大学学部卒業程度の一種免許状と、大学院修士課程修了程度の専修免許状があります。**専修免許状の取得には一種免許状が必要です**。また、所属する専攻により取得可能な免許教科が異なります。免許取得に必要な科目は、所属する専攻の履修科目一覧に従って習得して下さい。その他、履修案内および履修登録についての注意事項に従って下さい。

①高等学校教諭専修免許(理科)取得要件

取得できる専攻：食品栄養科学専攻・環境科学専攻

取得要件：修士の学位+24 単位※

※一種免許状授与の所要資格に加えて、別途必要な単位数。修士課程の修了に必要な科目と重複しても差し支えありません。

食品栄養科学専攻においては、食品栄養科学専攻の履修科目一覧の「理科」の科目から、必修科目を6単位以上、選択科目から18単位以上、計24単位以上修得する必要があります。

環境科学専攻においては、環境科学専攻の履修科目一覧の「理科」の科目から、必修科目を8単位以上、選択科目から16単位以上、計24単位以上修得する必要があります。

②栄養教諭専修免許取得要件

取得できる専攻：食品栄養科学専攻

取得要件：管理栄養士免許+修士の学位+24 単位※

※一種免許状授与の所要資格に加えて、別途必要な単位数。修士課程の修了に必要な科目と重複しても差し支えありません。

食品栄養科学専攻の履修科目一覧の「栄養」の科目から、必修科目を6単位以上、選択科目から18単位以上、計24単位以上修得する必要があります。ただし、特論Aはすべて履修し、残りの単位数を特論Bにて修得してください。隔年開講となっている科目があるため、履修登録時は注意をしてください。

修士論文提出者 留意事項

詳細は2年次の12～1月頃に順次連絡があります。

1 修士学位論文審査日程等

1) 修士論文提出期限:

学生室(担当者)に論文審査申請書(原本1部)、修士論文(4部)、論文要旨(原本1部、コピー1部)、月例セミナーカードとコロキウムIのレポート1部(コロキウムIIの履修者は合計2部)を提出する。

2) 修士論文口述発表会:

発表時間(食品栄養科学専攻は発表時間10分、質疑応答3分、交替1分。環境科学専攻は発表時間12分、質疑応答7分、交替1分。)。

2 注意事項

1) 論文は、日本語又は英語で書くこと。英語の場合、英文タイトルは、文頭のみを大文字とし、以下は小文字で記載すること。

2) 論文及び論文要旨は、A4版横書きとする。

3) 論文要旨は、A4用紙1枚とし、1行目に論文題目、2行目に薬食生命科学総合学府・〇〇専攻・〇〇研究室・氏名を書き、1行あけて900字程度にまとめて書く。

4) 論文の体裁

論文はカバー(Kフー10、A4-S相当)をつけ、背表紙に題目、論文提出年月、氏名を、表紙には題目、論文提出年月、薬食生命科学総合学府、〇〇専攻、〇〇研究室、博士前期課程、氏名を記載する。(印字したものを張り付けても良い。)また、論文にも表紙をつける。(内容はカバーの表紙と同様)

5) 引用文献の記載法

引用文献の記載については、本文中に引用番号(通し番号とし、[1~3])を記入した後、論文の末尾に次のように記載する。

a) 定期刊行物の場合: 著者名、題名、雑誌名、巻数、ページ数、年号の順とする。

例: Tamada, T., Saitoh, H. and Tada, D.: Studies on nutritional and environmental sciences. *J. Nutr. Environ.*, **40**, 1234-1240 (1992).

b) 単行本の場合: 著者名、題名、書名、巻数、版数、編集者、出版社、発行地、ページ数、発行年等を記載する。

例: 河合真一, 田中早苗: 接触還元. “実験化学講座, 17巻, 有機化合物の反応I(下), 第2版”(日本化学会 編), 丸善, 東京, pp. 245-350 (1961).

6) 論文及び論文要旨の印字書式

a) 日本語の場合、1ページの余白は上: 25 mm、下: 25 mm、左: 30 mm、右: 20 mm、行数は35-40程度とする。フォントは明朝系12ポイントを用いる。英文の場合、Times系フォントの12ポイントを使用し、24-26行程度でdouble spaceとする。

b) アルファベット、数字は原則として半角文字とする。

様式 (用紙は学生室から学生にメールにて通知)

指導教員氏名		印
--------	--	---

学位論文審査申請書

令和 年 月 日

静岡県立大学長 ○○ ○○様

令和 年入学 薬食生命科学総合学府
博士前期課程 専攻

学籍番号
氏 名

印

このたび修士（食品栄養科学
環境科学）の学位を受けたく下記のとおり

学位論文を提出しますので、審査くださるようお願いいたします。

記

学位論文題目

博士論文提出者 留意事項

詳細は最終学年次の11月～12月頃（秋季は6月頃）に順次連絡があります。

課程博士修了予定者で博士論文審査を希望するものは、以下の資格審査書類を学生室(担当者 内線5009)まで提出すること。各書類の書式、記載要領は、次ページ以下を参照すること。

資格審査書類提出時

- 1 履歴書
- 2 博士論文要旨
- 3 論文目録
 - ・ 論文目録には主論文となる原著論文を記載すること。
 - ・ 論文目録は主論文、参考論文に区分して作成すること。
 - ・ 論文目録の主論文には、投稿中の論文を含めることができる。
 - ・ 主論文となる原著論文は、他の博士学位取得の主論文に使用されていないものに限る。
- 4 同意書（主論文に共著者がある場合）
 - ・ 共著者のある主論文については、共著者全員の同意書を添付する。
⇒特別の事情で、共著者から同意書を得ることができない場合は、その理由書を提出しなければならない。
外国在住の共著者に関しては、自著署名のある同意書のコピーでも良いこととする（外国在住の日本人の場合も自著署名のみで良い）。
- 5 原著論文別刷り
 - ・ 論文目録中の既掲載原著論文（公表）については、その別刷り（コピーでも可）を添付する。
 - ・ 掲載が決定されている印刷中の原著論文については、掲載受理原稿と掲載決定を証明する文書を添付する。
 - ・ 投稿中の原著論文については、投稿原稿と投稿受付を証明する文書を添付する。

上記書類を1つのPDFファイルとし、学生室の担当者にメールにて提出する。

口述発表会（最終学年次の1月に予定、秋期は7月予定）

発表時間30分、質疑応答10-15分

論文審査申請書提出時（3年次 1月末頃予定、秋期は7月末頃予定）

口述発表後の専攻会議、学府委員会にて審査資格が承認された場合、以下の論文審査申請書等を学生室(担当者 電話5009)まで提出すること。

- 1 学位論文審査申請書 **原本1部**
- 2 学位論文 **4部（審査委員数）**
- 3 月例セミナーカードとレポート（食品栄養科学特別演習C、D、環境科学コロキウムIII履修者のみ）
 - ・ レポートは、それぞれ該当科目に対して1部提出すること。
- 4 その他
 - ・ 資格審査書類提出時に投稿中であった原著論文が掲載決定された場合は、2月末までに掲載決定を証明する文書を提出することができる。**原本1部、コピー4部。**

博士学位論文提出者への注意事項

- 1 論文は、日本語又は英語で書くこと。
ただし、論文タイトルは和文、英文の両方を記載すること。また、英文タイトルは、文頭のみを大文字とし、以下は小文字で記載すること。
- 2 博士論文要旨は図表を含め2,000字程度（A4・2ページ以内）とする。
- 3 論文及び博士論文要旨は、A4版上質白紙に横向きに印字する。
- 4 博士論文要旨には、論文題目、論文提出年月（20XX年2月とすること）、（課程博士の場合には薬食生命科学総合学府、〇〇専攻、博士後期課程、〇〇研究室）、氏名を記載した表紙をつける。
- 5 論文の体裁
論文はカバー（Kフー10、A4－S相当品）をつけ、背表紙に題目、論文提出年月、氏名を、表紙には題目、論文提出年月、（課程博士の場合にはさらに）薬食生命科学総合学府、〇〇専攻、博士後期課程、〇〇研究室、氏名を記すこと。
- 6 引用文献の記載法
引用文献の記載については、本文中に引用番号（通し番号とし [1～3]）を記入した後、論文の末尾に次のように記載する。
 - a) 定期刊行物の場合：著者名、題名、雑誌名、巻数、ページ数、年号の順とする。
例：Tamada, T., Saitoh, H. and Tada, D.: Studies on nutritional and environmental sciences. *J. Nutr. Environ.*, **40**, 1234-1240 (1992).
 - b) 単行本の場合：著者名、題名、書名、巻数、版数、編集者、出版社、発行地、ページ数、発行年等を記載する。
例：河合真一，田中早苗：接触還元。“実験化学講座，17巻，有機化合物の反応 I (下)，第2版”（日本化学会 編），丸善，東京，pp. 245-350 (1961).
- 7 論文及び博士論文要旨の印字書式は、下記の作成指針を基準とする。
 - a) 日本語の場合、1ページの余白は上：25 mm、下：25 mm、左：30 mm、右：20 mm、行数は35-40程度とする。フォントは明朝系12ポイントを用いる。英文の場合、Times系フォントの12ポイントを使用し、24-26行程度で **double space** とする。
 - b) アルファベット、数字は原則として半角文字とする。

履 歴 書

氏 名 ふりがな ○○○○
生年月日 19XX年○月○○日
本 籍 ○○県
現住所 ○○県○○市○○町○○丁目○○番地○○号

学 歴 20XX年○月 ○○県立○○高等学校卒業
20XX年○月 ○○大学○○学部○○学科入学
20XX年○月 ○○大学○○学部○○学科卒業
20XX年○月 静岡県立大学大学院生活健康科学研究科
○○専攻修士課程入学
20XX年○月 静岡県立大学大学院生活健康科学研究科
○○専攻修士課程修了
20XX年○月 静岡県立大学大学院薬食生命科学総合学府
○○専攻博士後期課程入学
20XX年○月 静岡県立大学大学院薬食生命科学総合学府
○○専攻博士後期課程修了見込

職 歴 ○○○
賞 罰 ○○○

上記の通り相違ありません

20XX年○月○○日

○○○○ 印

博士論文要旨

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
(和文題名)

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
(英文題名：文頭のみ大文字で記載)

20XX年 2月

静岡県立大学大学院
薬食生命科学総合学府
○○○専攻
博士後期課程
○○○研究室

○○ ○○
(氏名)

論文目録

主論文

1. Ronbun, A., Coauthor, B. and Shidokyokan, C.: Studies on the food in Shizuoka prefecture. *J. Nutr. Environ.*, **40**, 1234-1240 (2011).
2. Ronbun, A., Others, B. and Shidokyokan, C.: Studies on the health in Shizuoka prefecture. *J. Nutr. Environ.*, **41**, 2345-2350 (2010).
3. Ronbun, A., Unknown, B. and Shidokyokan, C.: Studies on the environment in Shizuoka prefecture. *J. Nutr. Environ.*, **42**, in press.

参考論文

1. Ronbun, A., Senpai, B. and Shidokyokan, C.: Studies on food and nutrition. *Prog. Life Health Sci.*, **45**, 112-118 (2011).
2. Others, B., Ronbun, A. and Unknown, B.: Environmental substances-their properties and accumulation. *Prog. Life Health Sci.*, in press.

同 意 書

下記 と共著の論文を同人が静岡県立大学に提出する学位論文の主論文とすることに同意します。

なお、同論文は他の学位論文を構成したことはなく、また、今後構成することはありません。

記

論文題目

Ronbun, A., Coauthor, B. and Shidokyokan, C.: Studies on the food in Shizuoka prefecture. *J. Nutr. Environ.*, **40**, 1234-1240 (2011).

令和 年 月 日

氏名



LETTER OF CONSENT

I hereby agree that _____ may use the joint dissertation written together by the said person and I as the key part of the dissertation that said person will submit to the University of Shizuoka. I certify that I have never used and will never use this dissertation for other purposes.

Dissertation Title:

Ronbun, A., Coauthor, B. and Shidokyokan, C.: Studies on the food in Shizuoka prefecture. *J. Nutr. Environ.*, **40**, 1234-1240 (2011).

DD MM 20YY

Printed Name:

Signature:

学 位 論 文 審 査 申 請 書

令和 年 月 日

静岡県立大学長 ○○ ○○ 様

令和 年入学 薬食生命科学総合学府
博士後期課程 専攻

氏 名



食品栄養科学

このたび博士（ 環 境 科 学 ）の学位を受けたく下記のとおり学位
薬食生命科学

論文を提出しますので、審査くださるようお願いいたします。

記

学位論文題目

（和文）

（英文）

静岡県立大学大学院薬食生命科学総合学府規程

令和2年4月1日 規程第160号

(趣旨)

第1条 静岡県立大学大学院薬食生命科学総合学府（以下「学府」という。）に関する事項については、静岡県立大学大学院学則及び静岡県立大学学位規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(課程及び専攻)

第2条 学府の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分するものと、博士後期課程のみのもので及び4年制の薬学専攻の博士課程とする。

3 学府に、薬学専攻、薬科学専攻、食品栄養科学専攻、環境科学専攻及び薬食生命科学専攻を置く。

4 各専攻に専攻長及び副専攻長を置く。

5 専攻長及び副専攻長の選出並びに専攻会議に関しては、別に定める。

(教育方法)

第3条 博士前期課程の教育は、授業科目の授業、研究及び修士論文等の作成等に対する指導によって行うものとする。

2 博士後期課程及び薬学専攻の博士課程の教育は、授業科目の授業、研究及び博士論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

(研究指導)

第4条 学府において、教育研究上有益と認めるときは、学府委員会の議を経て、本学府の学生が他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により受けた研究指導は、学府委員会において審査の上、学府において受けた研究指導とみなすことができる。

(授業科目及び単位数)

第5条 学府の授業科目及び単位数は、大学院学則の別表（一）薬食生命科学総合学府（薬科学専攻博士前期課程）、（食品栄養科学専攻博士前期課程）及び（環境科学専攻博士前期課程）（以下「大学院学則の学府別表（一）」という。）、大学院学則の別表（二）薬食生命科学総合学府（薬科学専攻博士後期課程）、（食品栄養科学専攻博士後期課程）及び（薬食生命科学専攻博士後期課程）（以下「大学院学則の学府別表（二）」という。）並びに大学院学則の別表（三）のとおりとする。

(単位の計算方法)

第6条 授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義時間は、15時間の講義をもって1単位とする。

(2) 演習は、30時間の演習をもって1単位とする。

(3) 実験又は実習は、45時間をもって1単位とする。

(指導教員)

第7条 学生の履修及び研究等を指導するために、学府長は各専攻からの推薦に基づき学府委員会の議を経て、学生ごとに指導教員を定める。

2 指導教員は、学府担当の専任の教授とする。ただし、必要があるときは、専任の准教授とすることができる。

(授業科目の履修)

第8条 学生は、授業科目の履修に当たっては、授業担当教員の承認を受けた上で、指定する期日までに所定の様式により申告しなければならない。

(単位修得の認定)

第9条 授業科目の単位修得の認定は、口答又は筆答の試験若しくは研究報告の審査により、授業担当教員が行う。

2 前項に規定する単位修得の認定は、各授業科目の授業の終了する学期末に行う。ただし、特別の事情があるときは、その期日を変更することができる。

(他専攻及び他研究科の授業科目の履修)

第10条 学府委員会は、教育上有益と認めるときは、学生が第7条で定める指導教員の承認を得て他の専攻及び研究科の授業科目を履修することを承認し、その授業科目及び単位数を当該専攻において修得したものとみなすことができる。

2 前項により取得したものとみなすことができる単位数は、学府委員会の議に基づき、次条第2項で定める単位数と合わせて5単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第11条 学府委員会は、教育上有益と認めるときは、学生が第7条で定める指導教員の承認を得て他の大学院の授業科目を履修することを承認し、その授業科目及び単位数を学府において修得したものとみなすことができる。

2 前項により取得したものとみなすことができる単位数は、学府委員会の議に基づき、前条第2項で定める単位数と合わせて5単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。

(成績の評価)

第12条 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の5段階に評価し、可以上を合格とする。

2 前項のほか、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができる。

(単位修得の証明)

第13条 学府長は、単位を修得した学生が願い出た場合には、単位修得証明書を交付するものとする。

(博士前期課程の修了要件)

第14条 博士前期課程の修了の要件は、本学府に2年以上在学し、在学期間中に大学院学則の学府別表(一)の定めるところに従って所定の単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格することとする。

2 前項の修士論文の審査については、博士前期課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の研究課題についての研究成果の審査をもって代えることができる。

(博士後期課程の修了要件)

第15条 博士後期課程の修了の要件は、大学院に5年(博士前期課程修了者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、大学院学則の学府別表(一)及び大学院学則の学府別表(二)の定めるところに従って所定の単位(他大学院博士前期課程等を修了した者にあつては、当該課程において修得した30単位を含む。)以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(薬学専攻の博士課程の修了要件)

第16条 薬学専攻の博士課程の修了の要件は、大学院に4年以上在学し、大学院学則の別表(三)の定めるところに従って所定の単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(学位論文の提出)

第17条 博士前期課程、博士後期課程及び薬学専攻の博士課程の学位論文は、指導教員の承認を得て、学府委員会の定める期日までに提出しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第18条 学位論文の審査及び最終試験は、学府委員会において選出された論文審査員が行う。

2 最終試験は、審査した学位論文を中心として、これに関連する授業科目及び外国語科目について口答又は筆答により行う。

3 学位論文の審査及び最終試験にあたっては、他大学院又は研究所等の教員等の協力を得るこ

とができる。

- 4 学位論文及び最終試験についての合格又は不合格の認定は、学府委員会が論文審査員の報告に基づいて行う。

(学位の授与)

第19条 博士前期課程、博士後期課程又は薬学専攻の博士課程の修了者には、静岡県立大学学位規程の定めるところにより、修士（薬科学、食品栄養科学又は環境科学）、博士（薬科学、食品栄養科学、環境科学、薬食生命科学、又は生命薬科学）、博士（薬学）の学位を授与する。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、学府に関し必要な事項は、学府委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項、第3条第1項、第5条、第14条第1項、第15条第1項、第17条及び第19条の各規定は、令和2年4月1日以降に入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

長期履修制度について

静岡県立大学 学生部学生室

静岡県立大学大学院（薬食生命科学総合学府）では長期履修制度を導入しています。

1 長期履修制度とは

長期履修制度とは、学生が、職業を有している等の事情により標準修業年限＜博士前期課程2年、博士後期課程3年、博士課程4年＞を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合に、その計画的な履修を認める制度です。

例えば、2年間で修了するためには1週につき数回の登校が必要となるところを、3年又は4年計画で1週当たりの登校回数を減らして計画的に履修し、仕事との両立を図りながら修了を目指すことができます。

2 対象者

職業を有している者又は長期履修が必要となる相当の理由を有する者を対象とします。

- 「職業を有している者」とは、正規に雇用されている者に限らず、非正規雇用であっても、主として当該収入により生計を維持していることを要件とします。
- 「長期履修が必要となる相当の理由」とは、育児、介護への従事や身体の障害等により、著しく学習又は研究時間の制約を受けることを要件とします。

3 長期履修期間

在学年限＜博士前期課程（修士課程）4年、博士後期課程6年、博士課程8年＞の範囲内で、1年単位で長期履修期間を定めることができます。

- 休学の期間は、上記期間に含まれません。
- 長期履修の適用の有無にかかわらず、在学年限内に修了することができない場合には除籍の対象となります。

4 授業料

標準修業年限分の授業料に相当する額を、長期履修期間に応じて分割納付していただきます。

具体的な納入額、納入時期等については、長期履修の許可時に通知します。

$$\text{長期履修による授業料年額} = \text{通常の授業料年額} \times \text{標準修業年限} \div \text{長期履修期間}$$

【例】博士前期課程（修士課程）について、3年間の長期履修期間とした場合

区分	各年度の授業料納付額			修了までの授業料総額
一般学生 (標準修業年限2年)	1年目 535,800円	2年目 535,800円		1,071,600円
長期履修学生 (履修期間を3年とした場合)	1年目 357,200円	2年目 357,200円	3年目 357,200円	

※上記は 令和2年度の授業料年額による例であり、在学中に授業料が改定された場合には改定後の額で再計算されます。

- 長期履修学生については、授業料の免除、分割納付の制度は適用されません。
- 除籍の対象となる場合を除き、長期履修期間を終了してもなお修了できずに在学する場合の授業料の額は、通常の授業料の額と同額となります。

5 申請方法

申請に当たっては、指導教員に相談し、承諾を得たうえで下記の書類を学生室に提出してください。

- 長期履修申請書（様式第1号）
- 長期履修計画書（様式第2号）
- 長期履修が必要であることを証明する書類（在職証明書等）
- その他学長が必要と認める書類

長期履修の申請があった場合には、専攻会議及び学府会議の議を経て、学長が許可します。ただし、在学生のうち最終学年に在籍する者は申請することができません。

6 長期履修期間の変更

長期履修期間中に、就業環境の変化等により必要が生じた場合には、1回に限り長期履修期間の変更（短縮又は延長）を申請することができます。

申請に当たっては、指導教員に相談し、承諾を得たうえで下記の書類を学生室に提出してください。

- 長期履修期間変更申請書（様式第3号）
- 長期履修計画書（様式第2号）
- 長期履修が必要であることを証明する書類（在職証明書等、標準修業年限への短縮の場合は除く）
- その他学長が必要と認める書類

長期履修期間の変更の申請があった場合には、専攻会議及び学府会議の議を経て、学長が許可します。

この場合の授業料は、在学期間と長期履修期間に応じ、修了までに「通常の授業料年額×標準修業年限」の合計額が納入されるよう再計算されます。

ただし、長期履修期間の最終年次に在学する者は延長申請をすることができません。

7 提出期限（令和5年度）

長期履修制度を適用しようとする学年が開始する5日前（詳細は追って連絡します）

8 その他

長期履修制度は、単位の修得状況や学位論文の審査過程により修了が延期となる（いわゆる留年）者を救済する制度ではありません。また、療養、海外留学等一定の期間履修することができない場合には、長期履修制度ではなく休学許可の対象となりますので注意してください。

上記のほか、長期履修制度に関し不明な点は、学生室にお問い合わせください。

静岡県立大学 学生室

TEL：054-264-5009 FAX：054-264-5299

E-MAIL：gakus2@u-shizuoka-ken.ac.jp(薬学担当)

gakus7@u-shizuoka-ken.ac.jp(食品担当)

gakus21@u-shizuoka-ken.ac.jp(学府担当)

静岡県立大学大学院薬食生命科学総合学府長期履修規程

令和3年1月1日 規程第194号
改正 令和5年1月1日

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第39条の2第2項及び第51条の2第2項の規定に基づき、大学院薬食生命科学総合学府の長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「長期履修」とは大学院学則第3条第5項又は第6項に規定する標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）を超える一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することをいう。

2 この規程において「長期履修学生」とは、長期履修を許可された学生をいう。

3 この規程において「長期履修期間」とは、長期履修を許可する期間（在学中に長期履修を許可された者にあつては、長期履修を許可される前の在学期間を含む。）をいう。

(資格)

第3条 長期履修の申請をすることができる者は、大学院薬食生命科学総合学府に入学を許可された者又は大学院薬食生命科学総合学府の学生であつて、次の各号のいずれかに該当し、標準修業年限で修了することが困難であると認められる者とする。

(1) 職業を有している者（非正規雇用であつても、主としてその収入により生計を維持している者を含む。）

(2) 出産や育児、介護への従事など、長期履修を必要とする事由があると学長が認めた者

(3) 視覚、聴覚、肢体その他の障害があるために履修に制限を受けると認められる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は長期履修を申請することができない。

(1) 申請時に授業料の滞納がある者

(2) 各課程の最終学年に在籍する者

(長期履修の期間)

第4条 長期履修できる期間は、1年を単位とし、長期履修を適用せずに在学する期間を通算して大学院学則第39条又は第51条第1項若しくは第2項に規定する在学期間の上限を超えることはできない。

(申請手続等)

第5条 長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

(1) 長期履修申請書（様式第1号）

- (2) 長期履修計画書（様式第2号）
 - (3) 在職証明書等の長期履修が必要であることを証明する書類
 - (4) その他学長が必要と認める書類
- （申請期限）

第6条 前条の申請は、長期履修の適用を受けようとする学年の開始5日前までに行わなければならない。

（許可）

第7条 長期履修の許可は、専攻会議及び学府委員会の議を経て、学長が決定する。
（長期履修期間の変更申請手続き）

第8条 長期履修学生が、長期履修期間の短縮（標準修業年限への短縮を含む。）又は延長（以下「変更」という。）を希望する場合は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修期間変更申請書（様式第3号）
- (2) 長期履修計画書（様式第2号）
- (3) 在職証明書等の長期履修が必要であることを証明する書類（標準修業年限への短縮の場合は除く。）
- (4) その他学長が必要と認める書類

2 第3条第2項第2号の規定は変更申請には適用しない。

3 長期履修期間の変更は、在学中1回限りとする。

4 長期履修期間の変更の許可は、専攻会議及び学府委員会の議を経て、学長が決定する。

（変更申請期限）

第9条 前条の申請は、長期履修期間の変更を受けようとする学年の開始5日前までに行わなければならない。

（長期履修の許可の取消し）

第10条 長期履修学生が大学院学則及び諸規程に違反したとき、学生としての本分に反する行為をしたとき又は長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は、専攻会議及び学府委員会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

様式第1号

長期履修申請書

年 月 日

静岡県立大学長 様

大学院薬食生命科学総合学府

専攻

(受験番号)

学籍番号・学年

年

氏名(自署)

下記のとおり長期にわたる教育課程の履修を申請します。

記

長期履修 申請期間	(入学年月日) 年 月 日から 年 月 日まで (年間)
現住所	〒 電話番号
勤務先	名称・ 職種等
	所在地 〒 電話番号
理由	
履修計画	別添 「長期履修計画書(様式第2号)」 のとおり
指導教員の所見	署名

長期履修計画書

年 月 日

大学院薬食生命科学総合学府

専攻

氏名（自署）

年度	前期（4月～9月）	後期（10月～3月）
(入学年度) 年度		
年度		
年度		
年度		
年度		
年度		
年度		
年度		
年度		
年度		
年度		

※入学時から記載すること。

(事務局記入欄)

標準修業年限	年	年 月～	年 月	
適用	学年（ 年）～	年 月～	年 月	
変更	学年（ 年）～	年 月～	年 月	

長期履修期間変更申請書

年 月 日

静岡県立大学長 様

大学院薬食生命科学総合学府

専攻

学籍番号・学年 _____ ・ _____ 年

氏名（自署） _____

下記のとおり長期履修期間の変更を申請します。

記

許可済の履修期間	(入学年月日) 年 月 日から 年 月 日まで (年間)
変更後の履修期間	(入学年月日) 年 月 日から 年 月 日まで (年間)
変更の理由	
変更後の履修計画	別添 「長期履修計画書（様式第2号）」 のとおり
指導教員の所見	署名 _____